

緑の風 FAX版

NO. 135 2022年3月29日 JR東労組



JR 東労組ホームページ

**不当労働行為・あらゆるハラスメントを許さない!!
起ち上がった大宮の仲間と連帯してたたかおう!**



ŌMIYA NEWS



No.163 2022年3月28日 JR東労組大宮地本

申18号を申し入れ!!

大宮駅で発生した労働組合への「団結権の侵害」の是正を求める!!

2021年2月12日に申し入れた「申18号『JR東労組への支配介入・組合員への差別とハラスメント行為を是正し、安全で安心して働くことができる職場を求める』申し入れ」では、9回、30時間を超える議論を行い、「大宮地区駅長の事象」を含めた3つの事象について「不当労働行為と捉えられかねない事象であること」そして、「二度と同じような事象を発生させないよう支社として現場指導を行っていく事」を確認してきました。

しかし、2022年3月19日に大宮駅分会が大宮駅会議室を借りて職場集会を開催する際に、大宮地本執行委員が集会に参加するために「部外者申請」を行ったところ拒否され、職場集会に参加できなかった事象が発生しました。

大宮地本は、労働組合活動の否定を絶対に許さず、三度繰り返されている本質を徹底的に議論していきます!

1. 3月19日に行われた大宮駅分会での職場集会において、地本執行委員が参加するための「部外者申請」を行ったにもかかわらず、「駅長・副駅長がいない時間の申請は認められない」と言い、「駅長に電話して確認してほしい」との申し出に対して電話確認もせず、一方的に申請を拒否した行為は労働組合活動に対する支配・介入にあたるため、発生した原因を明らかにすること。

2. 今事象は憲法28条で保障されている「団結権」の侵害である他、労働協約第62条違反であり、コンプライアンス順守の観点から対策を講じること。

不当労働行為は絶対に許さない!!

「正当な手続きを経た組合活動」に対する妨害は許されない!!
発生した原因を特定し、対策を講じるべきだ!